

■ 2018 年度 S 日程卒業見込者特別入試法律科目試験 「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

憲法学上、様々な意味で用いられる「知る権利」という言葉の意味内容、法的性質の違いを考えさせる問題であった。表現の自由に関する紋切り型的な説明ではなく、憲法上の権利・自由に関する正確な理解を示すことが求められている。

多くの教科書では、「知る権利」が、第一に、自由権として情報の受領を妨げられない自由の意味で用いられる場合と、第二に、請求権として積極的に情報の公開を求める権利として用いられる場合があると述べられており（芦部信喜『憲法〔第6版〕』85頁など）、最低限、以上の二者については説明できる必要がある。そして、「知る権利」の第三の用法として、「表現の自由」全般を支える基礎的原理ないし理念ともいうべきもの（佐藤幸治『日本国憲法論』252頁）として用いられる場合があるとも指摘されている。

問題の後半部分、博多駅事件決定（最大決（昭和44）年11月26日刑集23巻11号1490頁）における、報道機関の報道は「民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するもの」との一節が、請求権としての「知る権利」を論じたものでないことは明白である。ここでは、どちらかといえば、報道の自由の重要性を裏付ける背景的利益として「知る権利」が用いられており、第三の用法に近いと思われるが、第一の自由権としての用法ととらえることもできる。

以上